議案第47号

武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年６月13日

提出者　　武蔵野市長　小美濃　安　弘

武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年12月武蔵野市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th><th>説明</th></tr>
<tr><td>別表第１（第４条関係）
<table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>１から５まで　（略）</td></tr></table></td><td>別表第１（第４条関係）
<table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td colspan="2">１から５まで　（略）</td></tr><tr><td>６
市長</td><td>子育てショートステイ事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>７
市長</td><td>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育所等の利用に係る調整又は認定こども園の設置者若しくは家庭的保育事業を行う者に対する児童の利用の要請に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>８
市長</td><td>認可外保育施設入所児童保育助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>９
市</td><td>私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であ</td></tr></table></td><td>項の追加

項の追加

項の追加

項の追加</td></tr>
</table>

		長	って規則で定めるもの
		10 市長	武蔵野市学童クラブ条例（平成10年12月武蔵野市条例第37号）による学童クラブの入会又は学童クラブ育成料若しくは学童クラブ延長育成料の免除に関する事務であって規則で定めるもの
6　（略）		11　（略）	項の繰下げ
		12 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の補助に関する事務であって規則で定めるもの
		13 教育委員会	高等学校等入学準備金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
		14 教育委員会	高等学校等修学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
別表第２（第４条関係） １　法別表の下欄に掲げる事		別表第２（第４条関係） １　法別表の下欄に掲げる事	

務		
機関	事務	特定個人情報
(1) 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるものから東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による難病等にり患した者に対する医療費等の助成に関する情報（以下「都難病医療費関係情報」という。）であっ

務		
機関	事務	特定個人情報
(1) 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるものから東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による難病等にり患した者に対する医療費等の助成に関する情報（以下「都難病医療費関係情報」という。）であっ

字句の削除

		て規則で定めるものまで（略）
(2)から(22)まで　（略）		

2　（略）

3　別表第１の右欄に掲げる事務

機関	事務	特定個人情報
(1)から(5)まで　（略）		

		て規則で定めるものまで（略）
(2)から(22)まで　（略）		

2　（略）

3　別表第１の右欄に掲げる事務

機関	事務	特定個人情報
(1)から(5)まで　（略）		
(6)　市長	児童福祉法による保育所等の利用に係る調整又は認定こども園の設置者若しくは家庭的保育事業を行う者に対する児童の利用の要請に関する事務であって規則で	地方税関係情報であって規則で定めるもの

項の追加

	定めるもの		
(7) 市長	認可外保育施設入所児童保育助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	項の追加
(8) 市長	私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	項の追加

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携を行う

独自利用事務を追加するほか、所要の改正をするものである。